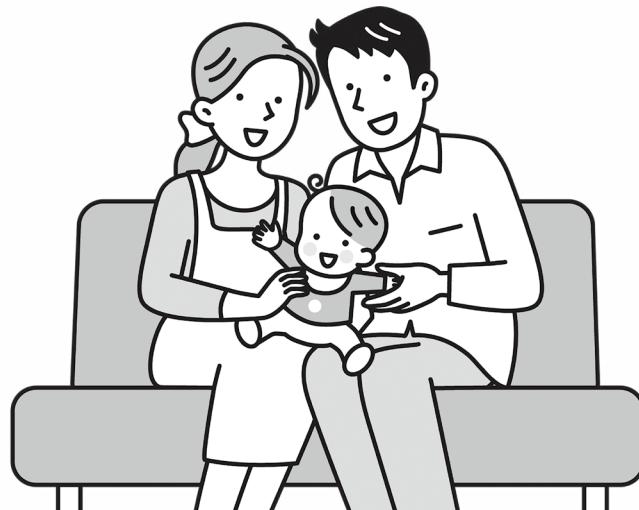


役場からのお知らせ

物価高対応子育て応援手当のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限り支給します!



【対象児童】令和7年9月分の児童手当の支給対象児童

令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童
(令和7年9月に出生した児童については10月分)

9月分児童手当を智頭町で支給している人の申請は原則不要です

智頭町

手当の案内を送付します。

子育て世帯

〈申請が必要な人〉

希望しない場合は案内に同封の
届出書を返送してください。

智頭町

児童手当口座へ振り込みます。

支給対象者

- 9月分児童手当受給者
- 支給対象児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

申請が原則必要な人

- 所属庁から児童手当を受給している公務員
(公務員の人は所属庁に手続きをしてから申請をしてください)
- 10月1日以降に離婚(離婚調停中等も含む)により新たに児童手当の申請が必要になった保護者

問合せ先

役場税務住民課 ☎ 75-4118

子ども家庭庁 コールセンター(国) ☎ 0120-252-071

【受付時間】平日午前9時～午後6時